

平成17年3月4日

内閣官房長官
細田博之様

地方六団体

全国知事会会長	麻生	渡
全国都道府県議会議長会会長	上田信	雅
全国市長会会長	山出	保
全国市議会議長会会長代行	垣下文	正
全国町村会会長	山本文	男
全国町村議会議長会会長	中川圭	一

「国と地方の協議の場」の協議運営について

今回の三位一体の改革にあたっては、我々地方六団体は、教育分野においても地方分権を推進するため、昨年8月24日に政府の要請に応じて提出した改革案に義務教育費国庫負担金の廃止、税源移譲を盛り込んだところであります。

11月26日の政府・与党合意によると、「義務教育の在り方について幅広く検討」、「費用負担についての地方案を活かす方策を検討」することとされ、こうした問題については、中央教育審議会において結論を得ることとされています。

地方自治体は、自治事務である義務教育行政の小・中学校の設置・運営を行う主体であり、その所要経費の7割以上を負担するとともに、幼稚園、高等学校、公立大学、私学助成、スポーツ振興、生涯学習、科学技術等のいずれの分野においても重要な役割を果たしているものであります。そのため、我々は教育行政に地方の声を反映させるために、中央教育審議会の委員に、地方自治体の責任者という立場にある地方六団体の推薦する者を選任するよう、政府及び文部科学大臣に対してこれまで再三にわたり申し入れを行ってまいりました。

しかしながら、文部科学省側はこの主張について耳を傾けることなく、地方六団体の推薦委員抜きで既に中央教育審議会の審議を始めています。このままでは、地方六団体が多く困難を乗り越えて策定し、小泉総理が真摯に受け止めるとされた改革案の意義などについて、我々の考えを十分に説明し理解を得ることがかなわないこととなるのではないかと憂慮しているところであります。

本日、このような事態の打開策について地方六団体で協議した結果、「国と地方の協議の場」の協議運営に係る下記の事項について改めて確認の上、今後、義務教育問題等の審議に臨むべきであるとの結論に達しまし

たので申し入れます。

地方六団体としては、これを前提に、中央教育審議会義務教育特別部会の委員に、知事、市長及び町村長の代表者3人を推薦することとし、審議会の正委員については引き続き、知事、市長及び町村長の代表者3人を選任するよう求めていく考えであります。

記

- 1 政府の要請に応じ提出した地方六団体の改革案を真摯に受け止めるとの方針のもと、協議を重ねてきた「国と地方の協議の場」における協議経過及び結果を尊重し、地方六団体の改革案を活かした解決を図ること。
- 2 中央教育審議会の運営は、あくまでも公平・公正に行われるべきこと。
- 3 最終的には「国と地方の協議の場」において協議をし結論を得るべきものであること。